

外国の学校卒業者等の国家試験受験資格の認定基準について【医師、看護師】

認定基準		医師	看護師
国家資格制度		国家試験制度が確立されている。	国家試験又はこれと同等の制度が確立されている。
修業年数	学校の入学対象	高等学校卒業以上(修業年数12年以上)	高等学校卒業以上(修業年限12年以上)又は同等と認められる者
	学校の教育年限	6年以上 ※5年であっても、5,500時間以上の一貫した専門教育を受けている場合には基準を満たすものとする。	3年以上
	卒業までの修業年限	18年以上(5年制の場合は、17年でも可)	15年以上、又は同等と認められる者
教育環境		大学附属病院の状況、教員数等が日本の大学とほぼ等しいと認められること	日本の看護師学校養成所と同等以上と認められる。
当該国の判断		WHOのWorld Directory of Medical Schoolsに原則報告されていること	当該国、又は州政府等によって正式に認められた看護師学校養成所である。
履修範囲		—	保健師助産師看護師学校養成所指定規則等に規定する基礎分野、専門基礎分野、専門分野Ⅰ、専門分野Ⅱ及び統合分野の単位数、時間数を概ね満たしている。
履修時間		履修時間は4,500時間以上である。	履修時間は3,000時間以上(97単位以上)である。
国家資格免許の取得		当該国の医師免許を取得していること	原則として当該国の看護師免許を取得していること
日本語能力		日本の高等学校を卒業又は日本語能力試験N1(1級)の資格を有している。	日本の高等学校を卒業又は日本語能力試験N1(1級)の資格を有している。

※ 出典：医療従事者の需給に関する検討会第28回医師需給分科会(平成31年2月18日)参考資料8、

「医師国家試験等の受験資格認定の取扱い等について」(平成17年3月24日医政発0324007号厚生労働省医政局長通知)